

相模原事業所構内『車両運行・作業 安全ルール』

相模原事業所構内の運行・作業の安全確保のため、以下ルールを制定する。

対象車両は構内を走行する自動車・作業車両（フォークリフト等）とし、対象作業はトラックの荷台の積み下ろし作業とする。

【構内車両運行】

1. アマノ構内から一般道に出る場合は、正門手前で必ず、一旦停止をする。
2. 駐停車時は、サイドブレーキを確実に引く。
3. 自動車は、時速20km以下とする。
4. 作業車両（フォークリフト等）は、時速8km以下を厳守する。
5. 「止まれ」「一時停止」標識のある箇所では、確実に、一旦停止をする。
6. 駐車時はエンジンを切る。停車時（5分以内）でも可能な限りエンジンを切る。
7. 運転中は、携帯電話の通話や操作を禁止する。
8. トラックは、相模原事業所から公道へ出門する際は、左折側の道路幅が狭い為、左折による出門は禁止とし、右折のみとする。

【作業】

1. フォークリフトの操作は、有資格者が行う。
運転前に資格証の提示をする（受付は受入検査で行う。委託業者は登録を行う）。
周囲の安全確認を徹底し、ヘルメット（アゴ紐着用徹底）と安全靴を必ず着用する。
2. 安全ベスト（納品、出荷受付に備付け）は、16時以降の着用を推奨する。
3. 傾斜のある場所での駐停車は、必ず「輪止め」を使用する。
4. 車両後退時、リアカメラの無い車両は目視確認を行い、可能な限り誘導者に誘導してもらう。
5. 2トン以上のトラックの荷台における積み降ろし作業の際は、荷台からの墜落・転落災害防止等のため、ヘルメット（アゴ紐着用徹底）と安全靴の着用を徹底する。
（2トン未満のトラック荷台での作業でも、着用を推奨する）
6. 荷台からの飛び降りは禁止する。